

企画競争説明書

業 務 名 称：フィリピン国バンサモロ正常化支援（社会経済支援）

調達管理番号：22a00570

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年10月5日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年10月5日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国バンサモロ正常化支援（社会経済支援）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年12月 ～ 2026年1月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の23%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の5%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kan.Kae@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部平和構築室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年 10月 11日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年 10月 12日 12時
3	質問への回答	2022年 10月 17日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 10月 21日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2022年 11月 1日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・「第3章 2.業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.(3) 参照
- 2) 提出先：上記4.(1) 選定手続き窓口 (outm1@jica.go.jp 宛、
CC:Kan.Kae@jica.go.jp)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】 調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.(3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ

作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（3）提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

（4）提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「フィリピン国バンサモロ正常化支援（社会経済支援）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

40年以上にわたり紛争が続いたフィリピン共和国ミンダナオ島西部及びスルー諸島のムスリム・ミンダナオ地域において、2014年3月、当国政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF: Moro Islamic Liberation Front）の間で包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府の設立が合意された。その後2018年7月26日、自治政府の設立に必要となる「バンサモロ基本法（BOL: Organic Law for the Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao）」が大統領により承認された。2019年1月21日及び2月6日にはバンサモロ自治政府の領域を確定するための住民投票が実施され、ムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地域（BARMM: Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao）が確定し、2019年2月22日にバンサモロ暫定自治政府（BTA: Bangsamoro Transition Authority）が発足した。

現在進められている和平合意の履行、バンサモロ自治政府の設立に向けた移行プロセスには、「政治プロセス（Political Track）」と「正常化プロセス（Normalization Track）」の2つの大きな課題がある。この内、正常化プロセスでは、「治安」、「経済社会開発」、「移行期正義」及び「信頼醸成」の4本柱からなる正常化支援を通じ、和平プロセス履行を進めている。特に、「治安」コンポーネントにあたるMILF兵士約4万人の武装解除、動員解除ならびに、「経済社会開発」にあたる社会復帰支援の円滑な実施は、治安の安定化及び平和の配当を、元兵士を含めたBARMM住民に届けるための優先課題に位置付けられている。

現在の進捗状況について、MILF兵士4万人の武装解除は、4つのフェーズに分けて実施中であり、2022年8月時点までに第3フェーズの途中まで、合計約2万人弱が武装解除されている。他方、武装解除と合わせて元戦闘員に提供される予定の経済社会開発支援の履行はCOVID-19の影響等で遅れが生じており、MILF構成員の不満が高まる状況となっている。フィリピン中央政府が策定した経済社会開発支援の構成は、社会保障、能力構築、生計向上・雇用促進、コミュニティインフラ整備から構成されるが、これまで実施された経済社会支援は、主に一時金の支給、キャンプ

開発調査、技能訓練等の一部にとどまっている。技能訓練については、これまでに4,196名の元戦闘員（高齢者に関しては場合によっては家族）に対して訓練が提供されてきたが、既に除隊済みの元戦闘員数の2万人弱の4分の1に満たず、多くの元戦闘員が技能訓練の提供を待っている状況である。加えて、現在の技能訓練プログラムは必ずしも元戦闘員のニーズに合ったコースの提供がなされていない、訓練後に実際の経済活動／生計向上に繋がっていないことや、モニタリングの仕組みなど複数の課題を抱えていることが確認されている。

元戦闘員及びそのコミュニティの社会復帰及び生計向上に向けては、新しい技術や手段を身につける機会を作ることが重要であるが、彼らの教育や技能訓練へのアクセスは限られており、元戦闘員及びそのコミュニティに対するニーズのあった適切な技能訓練プログラムの迅速な提供は急務となっている。

JICA は、これまで技術協力「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」（2013-2019）や「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト」（2019-2025）を通じてBTA の行政管理能力強化を支援し、バンサモロ政府への移行のための基盤作りに貢献するとともに、元 MILF 構成員及びそのコミュニティを対象に含めた陸稲普及支援等を通じて、間接的に正常化の社会経済支援に寄与し、先方政府からも元戦闘員の生計向上に繋がる具体的な支援であると高く評価されてきた。

本事業は、正常化の社会経済支援の中で、元戦闘員及びそのコミュニティ生活向上のための能力開発、技能訓練の提供を強化推進するため、フィリピン政府で正常化支援を統括・推進する和平プロセス担当大統領顧問室より JICA に対し、技能訓練等の実施体制の強化に向けた個別専門家の派遣の要請がなされたものであり、BARMM の平和と安定に寄与する正常化プロセスに貢献するものである。

第3条 プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

バンサモロ正常化支援（社会経済支援）

（2）プロジェクト目標

元戦闘員及びそのコミュニティを対象とした生計向上のための技能訓練が効果的に実施される。

（3）成果

成果1：元戦闘員及びそのコミュニティに対する技能訓練の計画能力が強化される。

成果2：元戦闘員及びそのコミュニティに対する技能訓練の実施能力が強化される。

成果3：元戦闘員及びそのコミュニティに対する技能訓練のモニタリング・評価にかかるツールが整備される。

（4）主な活動

<成果1>

1-1 元戦闘員及びそのコミュニティ（脆弱層を含む）のニーズと需要をふまえた技

能訓練の特定、優先順位付けを促進する。

1-2 技能訓練事業地及び訓練提供機関の選定を支援する。

<成果2>

2-1 技能訓練の開始時のベースライン調査の実施を支援する。

2-2 技能訓練講師TOTの実施強化が必要な分野の特定及びTOTの実施を支援する。

2-3 サービスプロバイダーによる技能訓練の実施状況のモニタリングを支援する。

2-4 OJTや企業/市場視察の実施を支援する。

<成果3>

3-1 技能訓練受講者の訓練終了後の追跡調査の実施を支援する。

3-2 技能訓練のモニタリング・評価のツールを整備する。

3-3 元戦闘員及びそのコミュニティに対する技能訓練で習得した技能の活用に繋がるサービス、支援に関する情報の提供を支援する。

(5) プロジェクトサイト／対象地域名

ムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地域 (Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao: BARMM) 及びその周辺地域

(6) 事業実施期間

2022年12月～2025年11月(予定)

(7) 関係官庁・機関

- ・ 和平プロセス担当大統領顧問室 (Office of the Presidential Adviser on Peace, Reconciliation, and Unity: OPAPRU)
- ・ 技術教育・技能開発庁 (Technical Education And Skills Development Authority: TESDA-National)
- ・ 元戦闘員及びそのコミュニティのためのタスクフォース (Task Force for Decommissioned Combatants and their Communities : TFDCC)
- ・ BARMM 基礎・高等・技術教育省技術教育・技能開発局 (Ministry of Basic, Higher and Technical Education : MBHTE -TESD-BARMM)

第4条 業務の目的

関係官庁・機関による元戦闘員及びそのコミュニティを対象とした技能訓練の計画、実施、モニタリング方法の改善を通じ、元戦闘員及びそのコミュニティ向け技能訓練の効果的な実施を目指すものである。

第5条 業務の範囲

本業務は、当機構がフィリピン共和国政府の要請およびプロジェクト枠組みに関する合意文書（Minute of Discussion）に基づいて実施される「バンサモロ正常化支援（社会経済支援）」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）実施方針

1）基本方針

長期にわたって続いてきた紛争を経験し、2014年の和平合意後からその恩恵と支援を待ち続けてきたMILFの構成員とそのコミュニティにとって、退役し武器を手放すことは非常に重い意味を持っている。和平合意において、それと引き換えにフィリピン政府から社会経済支援が提供されることが約束されており、同支援への期待、要望は非常に大きい。特に、6つのMILFキャンプ及び32のベースコマンドで長年生活してきたBIAF（MILFの軍事部門）構成員は、長い紛争期間の間、公共サービスがほとんど提供されず、基礎的な教育の機会もない環境の中で生活してきた。長年いわゆる一般の市民生活とは距離を置いた生活を送ってきた元戦闘員の多くにとって、一般市民として生計向上を図っていくための教育の機会、経済活動を行っていくための技能や手段を身につける機会の重要性は極めて高い。元戦闘員の「社会復帰」、地域の安定に向けては、武装解除から間をあげずに速やかに、かつ彼らのニーズに合わせて内容と方法で技能訓練が提供される必要がある。

本事業の実施にあたっては、正常化社会経済支援の目的が、元戦闘員及びそのコミュニティの社会復帰支援であることを第一に念頭におき、タイムリーかつ効果的に技能訓練プログラムを提供すること、適時性を重視したアプローチを優先することを基本方針とする。

2）技能訓練の実施枠組みと能力強化の対象機関について

本事業は、正常化の経済社会開発コンポーネントに対する支援であるため、和平合意及び関係機関のMOUで決められた枠組みの中で実施される技能訓練への技術的支援になる。和平合意上、技能訓練の提供を含め、正常化の社会経済支援実施の責任はフィリピン中央政府にあり、実施のための予算も基本的にフィリピン中央政府が負担することとなっている。また、正常化の元戦闘員及びそのコミュニティ向けの社会経済支援事業の全体調整は、フィリピン中央政府とMILFの合同タスクフォースであるTask Force for Decommissioned Combatants and their Communities（TFDCC）が担当している。

現在の技能訓練の実施枠組みとしては、OPAPRUとTESDA-National、MBHTE-TESD-BARMMの間でMOUが結ばれ、TESDA-Nationalの予算で実施している既存の全国向けスカラシップ・プログラム「Special Training for Employment Program（STEP）」の一部の対象に元戦闘員を含め、実際の技能訓練の提供はMBHTE-TESD-BARMMが引き受ける形で実施している。なお、MBHTE-TESD-BARMMが行

う職業訓練の内容は、基本的に国の基準、モジュール（National Training Regulation）に準拠し、講師についても、各分野の国の認定資格を持った講師により実施されている。

このため、本事業の能力強化の対象機関は、実際に技能訓練の計画実施を担う MBHTE-TESD-BARMM が中心となる。また、同時に、技能訓練の制度と予算を管理し、元戦闘員及びそのコミュニティに対する支援の実施に責任をもつフィリピン中央政府の関係機関が現状の技能訓練についての MBHTE-TESD-BARMM と共通理解・課題認識をもち、必要な予算措置や対応をとることがプログラムの改善に必要不可欠であり、技能訓練の計画、実施、モニタリングの各段階において、OPAPRU、TESDA-National の主体的な関与を促す枠組みを形成、強化することを想定している。具体的な事業の実施体制については、第6条（3）業務実施（運営）体制に記載する。

なお、STEP を活用した現在の技能訓練の実施プロセス概要は下記のとおり。

<訓練実施までのプロセス>

- ① OPAPRU から TESDA-National に元戦闘員のリストの送付
- ② 同リストに基づき MBHTE-TESD-BARMM が訓練ニーズ調査(TNA)を実施
- ③ MBHTE-TESD-BARMM が TESDA-National に対し研修企画案(Qualification Mapping)及び予算申請を提出
- ④ TESDA-National が Qualification Mapping 及び予算を承認
- ⑤ TESDA-National から MBHTE-TESD-BARMM に予算をダウンロード
- ⑥ 訓練の実施
- ⑦ スタートアップキットの配布（TESDA-National が購入し、MBHTE-TESD-BARMM が受講者に配布）

3) 技能訓練の対象

正常化支援事業として、武装解除された元戦闘員が優先される必要がある一方で、元戦闘員に支援が偏重することが地域住民からの不満や反感を高めないように、周辺に住む一般市民も被益することが望ましい。ただし、TESDA及びMBHTE-TESDの予算との調整も必要となることから、MBHTE-TESD-BARMM、TESDA、TFDCCと協議の上、訓練生の応募対象や選定基準の設定を支援する。

各年度の訓練対象人数者については、毎年MBHTE-TESD-BARMMから申請する人数と実際にTESDA-Nationalから承認される人数に乖離がある。このため、2023年のMBHTE-TESD-BARMMからの申請予定は3,684名であるが、これまでの実績（2021年：1,976名、2022年：2,220名）をふまえると、実際に予算が承認される人数は、2,000名前後となることを想定している。

4) 技能訓練と生計向上・雇用のリンクの重視について

技能訓練の目的は、元戦闘員及びそのコミュニティの生計向上に繋げることであるが、現状の課題として、訓練後の生計向上とのリンクが不十分であることが指摘されている。本事業では、訓練生が習得した技能を活用して、実際に生計向上につなげていくために必要な手段、知識、情報（マーケットや金融へのアクセス、利用可能な行政サービス、プログラムに関する情報）を得られるよう、訓練プログラム中に、OJT や企業/市場視察の実施を取り入れることや、既存のサービスに関する情

報を取り纏め、訓練生へ提供することを通じて、技能訓練と生計向上・雇用のリンクの強化を図る。

(2) 技術協力の重点

本事業では、技能訓練の計画、実施、モニタリングの各プロセスの改善を支援するが、特に計画段階、モニタリング段階に重点をおいた活動を行う。また、MBHTE-TESD-BARMMが必要とする協力には、正常化特有のニーズへの対応として持続性よりタイムリーな対応が重要となる側面（例えば、元戦闘員の居住地やコミュニティ、脆弱層に配慮した実施箇所の選定、追跡調査のタイムリーな実施、など）と、そもそも BARMM における技能訓練体制が抱えている課題への対応として、MBHTE-TESD-BARMM による持続的な対応が重要となる側面（例えば、訓練の質の管理など）があり、当該二つの側面を考慮し、持続性についても配慮しつつも適時性を優先した技術協力のアプローチをとる。

各成果における特に重要な課題と技術協力の重点は下記のとおり。

1) 成果 1：技能訓練の計画

訓練が元戦闘員及びそのコミュニティの生計向上にインパクトを及ぼすためには、訓練内容の特定が極めて重要である。研修ニーズアセスメント、労働需要把握調査などの訓練内容の特定に必要な調査の内容・方法とその分析・反映方法の改善、関係機関間の調整の促進などを通じて、訓練計画の改善を支援する。訓練対象者については、武装解除された元戦闘員を優先する一方で、周辺に住む一般市民への配慮も必要である。また、障害者や寡婦などの脆弱層が取り残されないよう、TFDCCからMBHTE-TESD-BARMMへの脆弱層に関する情報提供などの連携も必要である。

2) 成果 2：技能訓練の実施

BARMM における経済の変化によりこれまでなかった分野（例：建築）の研修コースを立ち上げるためにも TOT が必要となっている。TESDA-National が既存の施設を使って TOT を実施することが可能であることを確認しており、TOT 必要分野の特定及び MBHTE-TESD-BARMM と TESDA-National の TOT 実施に向けた調整を支援する。訓練の実施に際しては、訓練生が訓練後に実際に学んだ技能を活用して就職先ないしは生計向上手段につなげていくための仕掛けが希薄であることが確認されている。OJT や企業/市場視察を訓練プログラムへの追加可能性について検討、提案することで、訓練後に習得した技能を実践に繋げやすくなることを目指すとともに、これまで狭いコミュニティで生活してきた元戦闘員にとって、彼ら自身のマインドセットや姿勢の変革を促す機会となることを目指す。

3) 成果 3：モニタリング・訓練終了後のフォロー

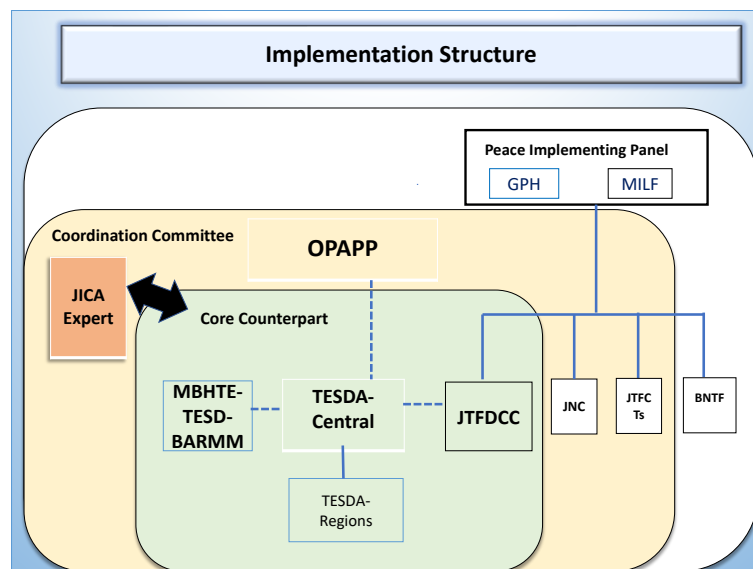
訓練後の訓練卒業生への就労・起業・生計向上に関する支援は、技能訓練実施機関である MBHTE-TESD-BARMM の所掌範囲を超えているものの、MBHTE-TESD-BARMM は正常化の目的に鑑み、BARMM 内の他省庁との連携を通じ、訓練後のリファラルなどの支援体制を強化することを重視している。本事業では、BARMM 関連省庁による既存のサービスに関する情報の取り纏め、省庁間の情報共有、訓練生へ

の情報提供などを図ることとする。また、モニタリング体制の強化は OPAPRU、MBHTE-TESD-BARMM、TFDCC を含む全機関の関心事項である。追跡調査を通じて訓練のインパクトを測るために、MBHTE-TESD-BARMM で既に試行してきた Management Information System (MIS) などの仕組みにビルドオンする形で、モニタリング評価 (M&E) ツール (指標の設定、質問表、調査手法) の改善を促進する。MBHTE-TESD-BARMM のみならず、OPAPRU、TFDCC と協議、相談の上で進めること。

(3) 業務の実施 (運営) 体制

1) 実施体制 (全体)

本事業の実施に際し、中核となる実施機関は、MBHTE-TESD-BARMM、TESDA-National、TFDCC であり、各機関から本事業の中心となる担当者がアサインされ、専門家とともに事業実施を推進する。加えて、関係者間の情報共有・調整と円滑で効果的な事業の実施を図るため、年一回程度、正常化経済開発支援の関係各機関を含めた Coordination Committee を開催する。Coordination Committee の開催については、第 7 条【業務全体に関する活動】(3) の記載についても参照。本事業における各機関の役割については、配付資料「先方政府機関との合意文書 (M/D)」を参照のこと。



*GPH : フィリピン中央政府、JNC : 正常化合同委員会、BNTF : パンサモロ正常化信託基金、JTFCT : キャンプトランスフォーメーション・タスクフォース

2) 実施体制 (日本側)

日本人専門家の現地業務期間、国内業務期間ともに現地支援要員の傭上を可能とする¹。なお、正常化支援の事業の性質上、人選には留意が必要であり、少なくとも1名は正常化に関する基本的な知識やBARMM側、MILF側の事情を分かるものであることが望ましい。専門家の執務スペースについては、MBHTE-TESD-BARMM内、

¹ 本事業の実施方針及び業務内容を十分に踏まえ、現地人材の活用方法についてプロポーザルにて提案すること。

OPAPRUコタバト事務所内に専門家の席を設けるほか、JICAフィリピン事務所の指示に従い、安全対策の観点からJICAコタバトプロジェクトオフィス（「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト」のオフィス）を利用することも機会もある想定する。JICAコタバトプロジェクトオフィスの利用を想定している。

なお、本事業は、正常化支援という事業の性質上、関係者間の調整、平和構築の観点からの配慮の必要性が非常に高く、これらの観点から事業の実施にあたっては、JICAフィリピン事務所、ガバナンス・平和構築部平和構築室より関係者間の調整にかかる支援や、平和構築分野のJICA専門員による平和構築の観点からの助言を行うことを想定している。また、事業の効果的な実施のため、現在派遣中の長期専門家「バンサモロ暫定首相アドバイザー」との密な連携体制をとる。具体的には、主要な面談への同席依頼や、情報共有、正常化の進捗や、MILF構成員/元戦闘員の受け止め方、現地情勢等について随時助言を得ることを想定している。

（４）その他の留意事項

1) 実施機関間の丁寧な情報共有

本事業が対象とするのは、正常化社会経済支援実施枠組みの中での技能訓練であるため、実務者レベルでの調整に加え、フィリピン中央政府側、MILF 側双方の正常化関連機関への丁寧な情報共有とコンサルテーションを行う必要がある。また、本事業の円滑な実施と制度・予算措置の改善に向けては、政策に関わる関係者と実務責任者が一同に集まり共通理解を醸成していくことが肝要であり、個別専門家案件ではあるものの、調整委員会の実施などを通じて関係者への丁寧な情報共有を図ること。

2) 元戦闘員への丁寧な情報共有とニーズの汲み取り

本事業の計画、実施においては、直接の裨益者である MILF の元戦闘員及び武装解除の順番を待つ現役の戦闘員のおかれている環境や感情への配慮と、本事業の実施機関による丁寧な情報共有が重要である。社会経済支援に関する不正確な情報は、BIAF 構成員の間に誤解や不満を生じさせ、社会復帰に向けたリスクとなり得る点に留意が必要。また、効果的な技能訓練の実施には、第一に彼らのニーズを適切に汲み取り、反映させることが肝要である。各 MILF の拠点（6つの MILF キャンプ及び32のベースコマンド）には、計画担当官（Planning Officer）が配置されていることが確認されており、現状のニーズアセスメントの見直し、改善を検討する際には、計画担当官へのコンサルテーションを行うことなども有効なアプローチであると考えられる。

3) 情報の取り扱い

本事業ではフィリピン政府側の関係機関と BARMM 側の関係機関が連携してともに事業を進めることが肝要である一方で、フィリピン中央政府と MILF は、交渉を継続しながら正常化を実施していることに留意が必要。事業を実施する上で意思疎通や情報共有は重要であるものの、C/P 機関との打ち合わせ等で得られる情報や情報源に関しては、その内容次第で取り扱いに細心の注意が必要である。

4) 日本政府の私有小型武器及び軽兵器（SALW）の管理・削減支援事業について

日本政府による国際機関連携事業（UNDP 実施）で、BARMM 域内の2か所のランガイ²で MILF 元戦闘員及び民間武装グループが私有する SALW の改修・削減事業が計画されている。同事業では武器回収後に機材供与等を実施するが、技能訓練などソフト面での支援は限定的となる見込み。本事業の実施対象地域の選定の際には、日本政府による事業との連携可能性についても、意識して活動する。

5) バンサモロ自治政府能力向上プロジェクトとの連携可能性について

現在実施中技術協力プロジェクト「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト（CDPB）」（2019-2025）では、BTA のガバナンス、農業分野の生計向上、コロナ/災害対応、産業振興推進にかかる BTA の行政管理能力強化を支援している。CDPB の成果2では、BARMM 農業省を C/P に、陸稲普及など農業分野にかかる生計向上支援を支援しており、今後市場志向型農業に関する協力も開始することを検討している。また、成果4では、BARMM 貿易投資観光省を C/P に、産業クラスターアプローチを通じたコーヒーやココナッツなどの地場産業振興の推進を支援している。これらの農業省、貿易投資観光省を通じた活動の対象者として、技能訓練卒業生を含めることで、訓練後に習得した技能を生計向上・雇用に活用していくための後押しとなることが期待される。本事業の実施に際しては、CDPB と積極的な情報共有を行い、両事業の活動対象地域や対象者に関する調整や、訓練卒業生への CDPB の活動に関する情報提供等を通じた連携を検討する。

6) 安全対策を優先した事業実施

本事業の対象地域及び能力強化の対象機関は BARMM 及びその周辺地域であるため、JICA 国別安全対策措置の「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」及び CDPB でのコタバト市外への渡航時の対策に準拠し、マニラから出張ベースでコタバト市に渡航し、業務にあたることを想定している。また、適切な安全確認調査を行った上で、必要最低限の渡航目的、頻度に限り、コタバト市周辺の技能訓練所への訪問も想定している。コタバト市及びその周辺地域への渡航にあたっては、関係者の安全及び適切な事業管理を実施するため治安情報を適宜収集・分析の上安全対策を講じること。また、最新の渡航制限ならびに現地の治安情勢を確認し、それに応じた渡航計画の策定・見直し（遠隔での一部活動実施への切り替えも含む）及び必要な安全対策を講じることとする。安全対策詳細については、「第3章2（6）安全管理」を参照すること。

第7条 業務の内容

【事業全体に関する業務】

（1）ワークプランの作成・協議

第一回渡航後に、本事業の全体像、基本方針、方法、実施体制案、業務工程計画等を含むドラフト・ワークプラン（英文）を起案し、当機構の確認を得る。最終化したドラフト・ワークプラン（英文）を、先方関係機関に共有、協議し、調整委員会にて承認を得たものをワークプラン（和文・英文）として当機構に提出する。

（2）本業務に関連した会議への出席

² フィリピンの行政単位で最小単位の地方自治体

本業務に関連した JICA や C/P、関係機関、他ドナーとの会議に出席し、会議資料及び議事録を作成する。会議の結果、合意に至る事項は文書で確認する。

(3) 調整委員会 (Coordination Committee) の開催

本プロジェクトの円滑かつ効果的な運営のため、調整委員会を設置する。1年に1回程度開催し、必要に応じてプロジェクトに関する重要事項に係る意思決定をする。また、プロジェクトの進捗や懸念事項、成果の発現に資する提案等を関係者間で共有・協議し、その結果を適宜業務計画に反映させる。議題については C/P と事前に協議し開催・運営支援を行う。なお、調整委員会のアジェンダ、発表内容等については JICA 側と事前に協議すること。

(4) JICA ミッションの受け入れ

JICA ミッションの派遣時の受け入れ (面談の調整、同行、面談録の作成支援等) を行う。

(5) 技能訓練実施経費負担の想定と一部経費の負担にかかる柔軟な対応について

本事業では、MBHTE-TESD-BARMM が実施する元戦闘員及びそのコミュニティを対象とした技能訓練や ToT の実施経費を、フィリピン側で負担することに合意している。事業の持続性の観点からも、基本的な技能訓練の計画・実施・モニタリングに必要な予算措置については、極力フィリピン政府側で確保することが望ましい。他方で、特に初年度については、これまで実施してこなかった新たなコンポーネント (追跡調査の実施、OJT や企業/市場視察の実施など) が加わるため、先方による予算確保が困難な場合、一部必要経費をプロジェクトで負担することを想定している。³

(6) 他ドナー事業の情報収集

正常化支援または技能訓練支援にかかる他ドナーの事業実施状況及び計画に関する情報収集を行い、支援の重複を避けるとともに、連携が望ましい事項については、積極的に当機構に提案すること。

(7) 報告書の作成・協議等

本説明書「第8条 報告書等」に記載のある各種報告書を作成し、関係者と協議し、進捗状況、成果を共有する⁴。

(8) 広報活動の実施

本事業の活動、意義、及びその成果を相手国及び我が国両方の国民各層に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努める。また、本事業に関する JICA のウェブサイト (日本語・英語) では、活動の進捗状況等を広報する。プロジェクト活動の写真等は肖像権や著作権等を適切に処理し、広く広報に活用できる材料を継続的に蓄積し、進捗報告書提出時に合わせて提出すること。

³ 具体的な想定経費は、積算にあたり不確定要素が大きいため、「第3章4.(3) 2及び3」に記載のとおり定額で見積もりに計上することとする。

⁴ 各報告書の提出時期は、「第8条」に記載のとおり想定されているが、より適切な提出時期がある場合には、プロポーザルで提案すること。

【成果1に関する業務】

(9) 活動1-1 元戦闘員及びそのコミュニティ（脆弱層を含む）のニーズと需要をふまえた技能訓練分野の特定、優先順位付けを促進する。

MBHTE-TESD-BARMMによる既存の元戦闘員を対象とした訓練ニーズ調査(Training Needs Assessment, TNA)及び技能調査(Skills Mapping)の結果をレビューするとともに、脆弱層に関する既存のデータの分析を行った上で、現状の体制・制度上の課題もふまえた、よりニーズ、需要の把握のために必要な対応の洗い出しを行う。特にBARMM域内における労働市場のニーズ把握については、先方の調査の内容が不十分である場合、追加の調査の実施について検討、提案する。上述のレビュー等を通じた改善を反映し、技能訓練分野の特定、優先順位付けの支援を行う。

(10) 活動1-2 技能訓練事業地及び訓練提供機関の選定を支援する。

OPAPRU及びTFDCCから武装解除後の元戦闘員の居住地に関するデータを確認し、関係機関との協議を通じて、技能訓練実施地として武装解除された元戦闘員が多い地域を特定する。居住地としてMILFの6つのキャンプと32のベースコマンドが想定されるが、BIAF構成員の中には既にキャンプやベースコマンドから離散している人も多いことに留意する。

上記(9)の結果を踏まえ、TESDA認定の訓練機関リストから訓練プロバイダーの特定を支援する。コミュニティベースでの訓練提供が重視されている一方で、元戦闘員の居住地は広範囲にわたることから、施設ベースの訓練も適切であることに留意する。

【成果2に関する業務】

(11) 活動2-1 技能訓練開始時のベースライン調査の実施を支援する。

MBHTEが訓練実施前に回収している簡易質問票の内容・方法について、レビューを行い、当該結果や他国の経験を踏まえ、調査方法や調査項目の改善提案を行う⁵。調査内容の検討に際しては訓練対象が元戦闘員であることに留意する。

(12) 活動2-2 技能訓練講師TOTの実施強化が必要な分野の特定を支援する。

現状のTOT実施状況、計画、訓練施設情報の把握した上で、活動1-1の分析をふまえたTOT必要分野の検討し、MBHTE-TESD-BARMM及びTESDA-Nationalと協議を行う。TOTの一環として企業/市場視察が含まれることが望ましい。また、TOTの実施は、TESDA-Nationalが実施、支援すること想定しているが、必要に応じて、MBHTE-TESD-BARMMとTESDA-NationalのTOT実施に向けた調整をフォローする。

(13) 活動2-3 サービスプロバイダーによる技能訓練の実施状況のモニタリングを支援する。

技能訓練実施中のモニタリング（現場視察）については、現在MBHTE-TESD-

⁵ プロポーザルにて、ベースライン調査の手法について提案をすること。また、本費用については、「第3章4.(3)5」に記載のとおり定額で見積もりに計上することとする。

BARMMのMonitoring Teamが年1回実施しているCompliance Auditに加えて、正常化に関わるOPAPRU/TFDCC、TESDA-Nationalの参画を促進し合同のモニタリングを促進することで、訓練の現場で生じている課題に関する共通理解の醸成を推進する。

本専門家の派遣前に、合同モニタリングのメンバー構成についてJICAと先方機関間でも協議・合意を図ることを予定しているが、モニタリングの方法、頻度については、専門家による技術的インプットを行い、先方機関による訓練のモニタリング及びモニタリング結果の反映を支援する。

(14) 活動2-4 OJTや企業/市場視察の実施を支援する。

視察先とのなる好事例、機関/組合、市場/企業/起業家視察・体験のプログラム構成作成、視察/体験のプログラム実施を支援する⁶。現在MBHTE-TESD-BARMMにより実施している技能訓練プログラムの中ではほとんどのコースで企業/市場視察を含んでいない。このため、BARMM側で費用の負担が難しい場合、特に初年度については、パイロット実施として一部コースと地域に絞り、OJTや企業/市場視察の実施に必要な費用をプロジェクトで負担することとする。

【成果3に関する業務】

(15) 活動3-1 技能訓練受講者の訓練終了後の追跡調査の実施を支援する。

ベースライン調査の質問項目の検討と合わせて、追跡調査の内容・項目・方法について検討する⁷。また、実際の追跡調査の実施（約2,000名/年）について支援し、調査結果の分析、計画策定時への反映にかかる支援を行う。MBHTE-TESD-BARMM職員が直接追跡調査を実施することは想定しておらず、調査員の雇用や再委託による実施支援を想定している。なお、これまでBARMMでは追跡調査は実施されてこなかったが、MBHTE-TESD-BARMMは、2023年から追跡調査を実施することを目指しており、現在追跡調査実施用予算を申請中である。

(16) 活動3-2 技能訓練のモニタリング・評価のツールを整備する。

MBHTE-TESD-BARMMによる既存の取り組み（Management Information System：MIS）にビルドオンする形で、ベースライン調査、追跡調査及びその評価ツールを含む技能訓練のモニタリング・評価のツールを提案する。

現時点で考えられる、正常化への貢献を測るための視点は以下の通り。訓練開始時のベースライン調査の結果を踏まえ、関係機関と協議の上、モニタリングの枠組みを検討する。

- 個人・世帯レベルの変化（生活の質）：収入、フードセキュリティ、子どもの就学、自尊心など
- 政府及びコミュニティとの関係性：訓練に関する満足度、BTA またはフィリピン政府によるサービスにかかる情報へのアクセス改善等

⁶ プロポーザルにて、視察先の選定方法や、OJT、企業/市場視察の実施の計画、実施方法について提案をすること。また、本費用については、「第3章4.(3)1」に記載のとおり定額で見積もりに計上することとする。

⁷ プロポーザルにて、追跡調査の手法について提案をすること。また、本費用については、「第3章4.(3)4」に記載のとおり定額で見積もりに計上することとする。

(17) 活動3-3 生計向上支援元戦闘員及びそのコミュニティに対する技能訓練で習得した技能の活用に繋がるサービス、支援に関する情報の提供を支援する。

フィリピン中央政府側、BARMM側それぞれの提供プログラムの情報を集約し、訓練生への情報提供体制の整備を支援する。中央政府が元戦闘員及びそのコミュニティ向けに提供・実施するプログラムについては、OPAPRU、TFDCCにて情報が集約されており、彼らからの情報提供を受けつつ、どのように訓練生に情報提供を行うための体制、方法について検討、協議する。BARMM側については、農業省や貿易投資観光省を含むBTA各省の既存事業についてリスト化するとともに、BARMM省庁間の情報共有体制、情報提供の方法について検討、協議する。なお、JICAからもBARMM要人への働きかけ等を通じた支援を行う想定。

また、BARMM各省では、今後、元戦闘員及びそのコミュニティが対象となる支援プログラムを拡充していく方針ではあるものの、各省のプロポーザル作成能力不足が課題となっている。本事業の主眼は、職業訓練の枠内であるものの、訓練後の技能活用に密接にかかわると判断される事業計画については、必要に応じてプロポーザル作成について支援を行う。

第8条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、下記に記載の部数は当機構提出分であり、ワークプラン及び業務完了報告書（Project Completion Report）については、先方政府機関への共有に、別途必要部数（電子データ+15部程度）を用意すること。

報告書名	提出時期	部数
業務計画書（和文）	契約締結後 10 営業日以内	和文：3部 和文電子データ
ドラフト・ワークプラン（英文）	業務開始から 1 カ月以内	英文電子データ
ワークプラン（英文）	業務開始から 3 カ月以内	和文：3部 英文：3部 和文・英文データ
活動結果報告（現地派遣毎）（和文）	各現地活動終了時から起算して 10 営業日以内	和文：3部 和文電子データ
専門家業務完了報告書（和文） Project Completion Report（英文）	契約履行期間末日	和文：3部 英文：3部 CD-R：2枚

報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目には、最低限は以下項目を含め、記載項目について提案すること。専門家業務完了報告書の記載項目は所定の様式を網羅するものとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制
- e) 活動計画
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) 活動結果報告書、専門家業務完了報告書記載項目 (案)

- a) 業務の概要 (背景・経緯・目的)
- b) 活動内容
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) 成果の達成度
- e) 次期活動計画 (活動結果報告書のみ)
- f) 今後の活動／協力に向けての提言 (業務完了報告書のみ)

(1) 技術協力作成資料等

活動実施にあたりコンサルタントが作成した資料や先方と共同で作成した資料については、個別案件活動進捗報告書や専門家業務完了報告書に添付して提出する。

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。

- ・ 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ・ 業務従事者の従事計画／実績表
- ・ 活動に関する写真

(3) 報告書作成にあたっての留意点

- ・ 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文で作成し、必ず当該分野の経験・知識が豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。
- ・ 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ・ 報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。

- ・ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ・ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

（４）収集資料

業務終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式を JICA ガバナンス平和構築部に提出する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	現地人材の活用	第2章 第6条 実施方針及び留意事項 (3) 2) p.13
2	ベースライン調査、追跡調査の手法	第2章 第7条 業務の内容 (1 1) p.16、(1 5) p.17
3	OJT、企業/市場視察の実施の計画、実施方法	第7条 業務の内容 (1 4) p.17
4	業務工程	第3章 2. (1) p. 23
5	現地再委託業務	第3章 2. (3) p. 23- p. 24

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：職業訓練、技能訓練、就労・起業支援、訓練評価

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／技能訓練
- 訓練評価

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 21.33人月

うち、ミンダナオ地域（MILF 紛争影響地域）での現地業務は 12.33 人月程度を想定。

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／技能訓練）】

- ① 類似業務経験の分野：技能（職業）訓練
なお、就労・起業支援（雇用）についての経験もあると望ましい
- ② 対象国及び類似地域：紛争影響国を含む全途上国・地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：訓練評価】

- ① 類似業務経験の分野：訓練評価
- ② 対象国及び類似地域：フィリピン及び全途上国・地域
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程⁸

本業務は、2022年12月より開始し、2026年1月の終了を目途とする。2022年12月中に第一回渡航を行い、帰国後2023年1月頃にドラフト・ワークプランを提出することを想定している⁹。また、ラマダン期間は活動が遅延する可能性があることに留意すること。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 27.00 人月（現地：24.50人月、国内2.50人月）
うち、ミンダナオ地域（MILF紛争影響地域）での現地業務は16.33人月程度を想定

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／技能訓練（3号）
- ② 訓練評価（3号）
- ③ 就労・起業支援

3) 渡航回数を目途 全18回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える又は下回る提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます¹⁰。

- 追跡調査 ※費用については、第3章4.（3）定額計上の記載額を上限とする。

⁸ プロポーザル作成にあたっては、第2章「5. 業務の内容」に示す事項を効率的に実施するための具体的な工程を作成して提案すること。

⁹ 第2章第7条（1）を参照のこと。

¹⁰ 本項に記載した業務以外に活動実施上再委託が必要と考える業務については、プロポーザルにて提案すること。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 案件概要表
- 先方政府機関との合意文書 (M/D)

2) 公開資料

- なし

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現在 (2022 年 9 月時点)、JICA 国別安全対策措置において、本業務対象地域 (バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域 (BARMM)) への業務渡航は、JICA 安全管理部長承認の必要な地域に指定されています。また、新型コロナウイルス感染対策及び安全対策の観点から、1 回の渡航における滞在期間は原則 7 日間を目途とすることが推奨されています。このため、本事業の実施においては、マニラから出張ベースでコタバト市に渡航することを想定しています (※マニラ・コタバト間の往復フライト経費は本見積りに計上してください)。但し、業務期間中に JICA 安全対策措置が改訂された場合、新たな措置に沿って最適な業務実施方法をとることとします。

プロポーザル作成に際しては、必ずフィリピン国の安全対策措置 (渡航措置及び行動規範) を確認の上、同措置を踏まえたプロポーザルを作成してください。安全対策措置の入手方法は、以下の JICA ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請し、JICA ウェブサイトよりダウンロードして閲覧してください。

JICA の国別安全対策ルール : <https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

その他の安全対策は、以下のとおりです。

- 1) 初回現地渡航時まで、発注者が行う「安全対策研修」(対面座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講する。
- 2) 現地渡航の遅くとも約 1 カ月前に短期渡航に係る承認申請を、主管部をとおして行い、承認を得ること。
- 3) 業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

- 4) フィリピンの治安状況(特にミンダナオ島)については、JICA 事務所等を通じて事前に情報収集を行う。
- 5) 現地業務実施時における安全管理体制について、プロポーザルに含める。
- 6) 発注者が定める安全対策措置及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」を遵守すること。現地傭人についても、邦人関係者と同レベルではないものの、上記文書に沿って適切な安全対策を講じることが必要。
- 7) 「新型コロナウイルス感染症流行下における健康管理体制（フィリピン）」（別称：渡航シナリオ・プロトコール）を遵守する。
- 8) ミンダナオ滞在時には、安全対策措置に従い発行を申請する Travel Security Advisory (TSA) に示された Recommendations を遵守する。
- 9) ミンダナオ滞在時には、セキュリティが完備（24 時間警備員を配置）され、出入りチェックのされたコタバト市内のホテルに宿泊する（JICA フィリピン事務所から安全確認済みホテル情報を提供）。
- 10) ミンダナオへの渡航に際しては、最新の治安情勢をふまえた渡航の計画や臨機応変な計画の変更を行う。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022 年 4 月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第 1 章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 別見積について

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）※マニラ・コタバト間の往復フライト経費は本見積りに計上して下さい。
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
※ミンダナオ地域（MILF 紛争影響地域）での活動時には、武装警備員（セキュリティエスコート）傭上にかかる費用を必ず計上して下さい。
- 4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) OJT、企業/市場視察プログラムのパイロット実施費用： 5,400 千円
- 2) 訓練コースの技能訓練実施費用<6 回程度：2~3 コース（1 コースの受講者は 25 人程度想定）×2~3 か所の訓練所で実施>： 10,800 千円
- 3) 先方政府モニタリング同行者旅費・交通費： 345 千円

- 4) 追跡調査実施にかかる調査員備上または再委託にかかる経費：2,100 千円
- 5) 調査（ベースライン調査の先方負担ができない場合の費用、その他活動実施上調査の必要性が確認されたもの）実施経費：6,000 千円

(4) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄マニラ直行便（日本航空、全日空、フィリピン航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 報酬単価について

報酬額は、業務従事者ごとの報酬単価（月額）に業務量（業務人月）を乗じて積算して下さい。本件業務については、フィリピン・ミンダナオ地域（MILF紛争影響地域）の現地業務分のみ、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象とします。報酬を見積もる際には、①紛争影響国の現地分の報酬と②その他の分の報酬に分けてください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

5. その他留意事項

- 1) 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／技能訓練</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：訓練評価	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

以上